

出雲圏域地域医療支援計画

1. 総説

(1) 圏域計画の要旨

当圏域は、「救命救急センター」を有する島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院など県内でも有数の病院をはじめとし、医療機能及び医療従事者に恵まれており、県内で唯一無医地区・無歯科医地区のない地域です。しかし、半島の海岸部や中山間地域では依然として高齢化、過疎化が進んでおり、交通機関に乏しい地域もあるため、受診に困難を生じています。

また、初期臨床研修制度の必修化などの影響もあり、近年、専門診療科の医師不足が深刻となっているとともに、一部の地域では開業医の高齢化や後継者不足が顕在化しつつあり、医師の確保が困難な状況にあります。

そこで、国の第11次へき地保健医療計画を踏まえた「島根県地域医療支援計画」の見直しと併せ、当圏域の特性を考慮した「出雲圏域地域医療支援計画」を策定します。

なお、本計画は圏域計画であり、別に定める全県計画と2本立てとします。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5か年とします。

(3) 計画の対象地域

対象地域は、出雲圏（出雲市）全域とします。

2. 地域医療の現状と課題

(1) 医療従事者の確保

1) 医師

島根大学医学部附属病院、出雲市立総合医療センター並びに出雲医師会による連携と協力を得て、医師の確保が図られています。

2) 看護職員

出雲市立総合医療センターからの派遣や出雲市の嘱託職員として、看護師の確保が図られています。

(2) 無医地区

当圏域は医療機関に恵まれており、県内で唯一無医地区のない圏域です。

(3) へき地診療所等

- ・へき地診療所は、出雲市内に 3 カ所あり、その他に半島振興法指定地域にある公立診療所が 2 カ所あります。
- ・島根大学医学部附属病院、出雲市立総合医療センター並びに出雲医師会の協力を得て、診療が確保されています。
- ・各診療所とも、往診による対応も行っています。
- ・各診療所ともに地域の人口減少が進行し、高齢化とともに患者数が減少傾向にあります。

診療所名	現状	課題
へき地診療所 乙立里家診療所	○診療日時：月～金曜日 14：00～18：00 土曜日 9：00～12：00 ○診療科目：内科 ○従事者：医師 1名（嘱託） 看護師 2名（嘱託・医療事務職兼務） ○対象人口：乙立 712 人（高齢化率 36.1 %） ○施設概要：平成 7 年 6 月竣工 RC1 階建て 高齢者デイサービスセンターと合築 診療所部分床面積 75.23 m ²	● 輪番制のため 人事異動に伴い 医師が交代する 可能性が高い。 ● 対象人口が少 なく、受診者数も 緩やかな減少傾 向にある。

へき地診療所		<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から島根大学医学部附属病院医師の輪番体制により診療体制を確保している。 ・島根大学医学部附属病院のサテライト診療所として、大学と自治体が連携し、診療のほかに共同研究や学生の臨床教育を行う拠点としての機能を果たしている。 	
塩津診療所		<p>○診療日時：水曜日 13:00～16:00</p> <p>○診療科目：内科</p> <p>○従事者：医師 1名（出雲市立総合医療センターから派遣） 看護師 1名（同上）</p> <p>○対象人口：1,284人（高齢化率36.3%） （小津町402人、十六島町500人、釜浦町99人、塩津町179人、美保町104人）</p> <p>○施設概要：平成20年1月移転（旧塩美集会所） 鉄骨2階建、建物延べ面積216㎡</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前施設が老朽化に加え、高齢者等の通院に不便な急勾配の場所に建てられていたため、塩美集会所を改築し、平成20年1月に移転開設。 ・市営生活バス等の整備により、市街地への交通手段が改善された。 	<p>●交通手段の整備により、患者数は減少傾向にある。</p>
出雲市国民健康保険橋波診療所		<p>○診療日時：月・木曜日 13:00～17:00</p> <p>○診療科目：内科</p> <p>○従事者：医師 1名（嘱託：開業医） 看護師 1名（嘱託・医療事務職兼務）</p> <p>○対象人口：橋波地区241人（高齢化率39.8%）</p> <p>○施設概要：平成11年2月竣工 木造1階建 建物面積76.63㎡</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進んだ地域であり、受診者はほとんどが高齢である。 ・対象人口が少なく、受診者数は緩やかな減少傾向にある。 	<p>●今後、後継医師の確保が必要。</p>

<p>半島振興法指定地域に所在する公立診療所</p>	<p>日御碕診療所</p>	<p>○診療日時：月・金曜日（2週に1回 休診） 14：00～16：00</p> <p>○診療科目：内科</p> <p>○従事者：医師 1名（嘱託：開業医） 他に医師 1名（嘱託：開業医） 看護師 1名（嘱託・医療事務職兼務）</p> <p>○対象人口：783 人（高齢化率 39.9 %） （日御碕地区 428 人、宇竜地区 355 人）</p> <p>○施設概要：平成 10 年 3 月竣工 RC1 階建 コミュニティセンター等と合築 診療所部分床面積 92.57 m²</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターに合築しており、地域の中心部にある。 ・高齢化が進んだ地域であり、受診者はほとんどが高齢者である。 ・対象人口が少なく、受診者数も緩やかな減少傾向にある。 	<p>●今後、後継医師の確保が必要。</p>
	<p>鷺浦診療所</p>	<p>○診療日時：火・木曜日 9：00～12：00</p> <p>○診療科目：内科</p> <p>○従事者：医師 1名（嘱託：開業医） 看護師 2名（嘱託） 医療事務職 1名（嘱託）</p> <p>○対象人口：252 人（高齢化率 62.3 %）</p> <p>○施設概要：平成 13 年 2 月竣工 木造 1 階建 建物面積 171.24 m²</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進んだ地域であり、受診者はほとんどが高齢である。 ・対象人口が少なく、受診者数も緩やかな減少傾向にある。 	<p>●今後、後継医師の確保が必要。</p>

(4) 地域医療拠点病院等

- ・地域医療拠点病院は、平成 15 年 4 月 1 日に島根県立中央病院、平成 16 年 2 月 12 日に島根大学医学部附属病院、出雲市立総合医療センターが指定を受けています。
- ・島根県立中央病院及び島根大学医学部附属病院は、救急告示病院として、二次、三次救急医療対策の一翼を担っています。
- ・出雲市立総合医療センターは、救急告示病院として、二次救急医療対策の一翼を担っています。

地域医療拠点病院	病院名	現状	課題
	島根県立中央病院	○へき地代診医療派遣制度等により、県内各へき地診療所へ医療従事者の派遣を行っている。 ○救急告示病院として、二次、三次救急医療対策の一翼を担っている。	○県内全域へ医師派遣を行っており、引き続き、全県的視点に立った医療従事者確保に努める必要がある。
	島根大学医学部附属病院	○県内全域の医療機関及び乙立里家診療所へ医師派遣を行っている。 ○救急告示病院として、二次、三次救急医療対策の一翼を担っている。	○県内全域へ医師派遣を行っており、引き続き、全県的視点に立った医療従事者確保に努める必要がある。
	出雲市立総合医療センター	○塩津診療所へ毎週水曜日の 13:00~16:00 の間、内科医 1 名、看護師 1 名を派遣して診療にあたっている。 ○救急告示病院として、二次救急医療対策の一翼を担っている。	○へき地等に所在する 5 つの市直営診療所に対する診療支援が出来る体制の構築が課題となっている。

(5) 救急医療

1) 初期救急

- ・出雲市において、出雲休日・夜間診療所が日曜・祝日・年末年始においては内科・小児科の二診体制（9:00~16:00）で開設され、また、平日夜間においては小児科の一診体制（月~金 19:30~21:30）で開設され、初期救急医療を担っています。

・出雲市において出雲医師会へ「在宅当番医制事業」を委託することにより、輪番による1院体制（土曜日は2院体制）で月曜日から土曜日までの18:00～22:00にかけての初期救急医療に対応しています。

2) 二次救急

・出雲市立総合医療センター、出雲徳洲会病院及び出雲市民病院は救急告示病院として、二次救急医療を担っています。

・島根県立中央病院及び島根大学医学部附属病院は三次救急医療機関ですが、二次救急の役割も担っています。また、島根県立中央病院にはドクターカーが配備されており、患者搬送や救急救命士の研修に用いられています。

3. 地域医療対策の基本的な考え方

(1) 医療従事者の養成・確保

適切な医療を提供するためには、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要です。医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「現役医師の確保」、奨学金制度などを中心とした「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策の三つの柱で取り組みを行っています。とりわけ、地域枠推薦出身の医師や奨学金の貸与を受けた医師等が、将来に不安を持つことなく、県内で安心して勤務できるよう、キャリア形成の支援を「しまね地域医療支援センター」（後述）において進めます。

(2) 医療機能の確保

限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。特に、二次医療圏での医療機能確保を基本としつつ、専門性の高い医療等については、実情に応じて圏域の枠組みを越えた連携を図ります。また、ドクターヘリの運航やITを活用した医療情報ネットワーク整備などにより、広域にわたる医療機関連携を支援します。

4. 地域等の医療提供体制を構築する各主体の役割

(1) 島根県の役割

県では、平成14年度に創設した「赤ひげバンク」や「医学生向けの奨学金制度」等を中心に、積極的な事業活動を続け、平成18年度には医師確保対策室を設置し、全国に先駆け医師の確保対策や養成対策に取り組んできました。

今後、地域枠出身の医師や奨学金の貸与を受けた医師が多数輩出されることから、

これらの医師が島根の地域医療に魅力を感じ、県内に定着してもらえるよう、支援体制を構築・強化していきます。

また、島根県の地域医療を支えていくため、地域医療の現状把握に努め、大学、医療機関、医師会、市町村等と連携し、医療従事者の養成・確保対策や、ITを活用した医療情報ネットワークの整備などにより医療機関の役割分担・連携を進め、全县の医療機能の強化のための地域医療施策の推進に全力を挙げて取り組みます。

一方で、国に対しては、引き続き厳しい地域医療の現状を訴えるとともに、地域医療の確保の取組みに対する支援、医師の地域・診療科偏在の是正や、過疎地域における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること等を強く要望していきます。

(2) 地域医療を担う医療機関の役割

県では、人口減少や高齢化の進展、高齢者の一人暮らしの増加等が進んでおり、医療提供体制においても、高齢者の医療を受ける機会や慢性的な疾患の一層の増加が見込まれます。このような状況の中で、プライマリケアから高次・特殊医療を担う医療機関がそれぞれの機能を発揮し、役割分担と連携を図ることが必要です。

そのために、地域医療関係者は医療を提供する担い手として、地域住民が安心して良質な医療を受けられるよう、関係機関と連携を図り各種事業を円滑かつ効率的に実施するとともに、地域住民や市と良好な信頼関係を築くよう努めることが必要です。

(3) 市の役割

市は、地域住民のニーズを把握し、住民の健康増進や医療、福祉、救急患者の搬送、生活環境等について政策に反映させることが重要です。地域住民が安心して医療を受けられるよう、不採算部門の財政支援や医療従事者の確保など地域医療を維持していくために必要な対策についても、地域医療機関と連携して主体的に取り組む必要があります。

また、医療従事者にとって、住みやすい生活環境や働きやすい勤務環境の整備等に対し支援を実施し、魅力を感じてもらえるような施策の充実にも努めていくことが必要です。さらに、地域住民と医師との意思疎通を図り、地域勤務医の重要性が認識できる場の設定や啓発を行っていくことが必要です。

(4) 住民の役割

住民自らが健康の保持増進に努めることが必要であり、病気の予防及び治療に対する正しい知識を持ち、生活習慣の改善等の取組みが必要です。また、地域医療の重要性や地域勤務医師の精神的・肉体的負担等生活面の実情等への理解を深め、軽

症患者が夜間や休日に気軽に受診するいわゆる「コンビニ受診」を控えることや、身近に「かかりつけ医」を持つ等、市とともに地域医療を支える意識を醸成し、実践していく必要があります。

5. 医師等の医療従事者を確保する方策

(1) 出雲地域保健医療対策会議の役割

「島根県地域医療支援計画」における県の総合的・体系的な地域医療対策に併せて、圏域の地域医療支援計画の進行管理を図ります。

(2) 即戦力となる医師を「呼ぶ」対策

島根大学医学部附属病院、出雲市立総合医療センター並びに出雲医師会による連携と協力を得て医師の確保が図られており、今後もこの枠組みのもとに医師確保に努めます。

(3) 地域医療を担う医師を「育てる」対策

1) 学生への動機づけ

医療従事者を目指す動機づけとなるよう、教育委員会等と連携し、小・中学生を対象とした地域医療がテーマの授業、中・高校生を対象とした医療現場の体験学習及び医学生を対象とした地域医療実習を計画・実施するなど、地域医療に対する魅力ややりがいを伝え、関心を高め、将来における地域医療の担い手確保を図ります。

2) しまね地域医療支援センターによる医師のキャリア形成支援

県では、医学生を対象とした奨学金制度のほか、平成 22 年度から地域医療再生基金を活用し、将来県内医療機関で勤務する意欲のある研修医を対象とした研修医研修支援資金制度も創設しました。

地域卒出身医師や奨学金、研修医研修支援資金の貸与を受けた医師の累計は、平成 29 年度には約 170 名となる見込みであり、これらの若手医師が将来に不安を持つことなく、県内で安心して勤務してもらえるよう、平成 23 年 8 月に島根大学医学部地域医療支援学講座と県健康福祉部医療政策課に「しまね地域医療支援センター（以下、「支援センター」という）」を設置しました。支援センターでは、若手医師が県内に軸足を置きながら認定医や専門医等の資格が取得できるよう、キャリア形成等を支援します。具体的には、本人の目標や希望を基本に、市町村や医療機関の要望等を考慮し、医師一人ひとりに対して 10 年程度のキャリアプログラムの作成を支援するとともに、将来の目標や希望について気軽に相談できる体制を構築します。

また、平成 25 年度から、大学、医療機関、医師会、市町村、県等が有機的な連携のもと‘オールしまね’で若手医師を支援する体制を強化するため、支援センターを一般社団法人として組織を一本化し、島根大学医学部構内に整備される若手医師の育成拠点となる施設へ入り、島根大学の卒後臨床研修センター、地域医療支援学講座、総合医療学講座等とともに若手医師等を多方面からサポートします。

(4) 県内で勤務する医師を「助ける」対策

1) 地域医療を守る意識の普及啓発

地域医療の確保のためには、医師等の医療従事者の確保が最重要課題であるという認識の下、インターネットホームページなど様々な広報媒体を活用して医師をはじめとした医療従事者確保対策を中心に広報活動を行います。

また、一次、二次、三次と段階に応じた医療機関の役割やコンビニ受診抑制等について、医療機関を利用する側の理解を深め、さらに地域医療を地域で守るといふ住民意識を高めることが重要です。自治体等による啓発パンフレットの作成・配布など地域医療を守る活動が拡がりつつあり、こうした活動の促進に取り組みます。

(5) 看護職員

出雲市立総合医療センターからの派遣並びに市の嘱託職員として、その確保が図られている現状を踏まえ、今後とも関係機関の協力を得て看護職員の確保に努めます。

(6) 薬剤師

医薬分業の進展やチーム医療への参画・服薬指導等の業務の高度化・多様化など病院薬剤師を取りまく環境は変化しています。近年の薬学部の定員増や 6 年制の卒業生の就職状況など今後の需給動向を注視していく必要があります。

(7) その他の医療従事者

医療のリハビリテーションを担う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、病院・施設等における人材ニーズや求職者の動向を注視していく必要があります。

6. 地域医療を確保する方策（医療を提供する方策）

(1) 地域医療拠点病院の役割

1) 地域医療拠点病院の事業内容

地域医療拠点病院は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとしします

- ア 巡回診療等による地域住民の医療確保に関すること
- イ へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む）並びに技術指導、援助に関すること
- ウ 派遣医師等の確保に関すること
- エ 地域の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること
- オ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること
- カ 地域の医療機関との連携による「ブロック制」等の推進に関すること
- キ その他市町村がへき地における医療確保のために実施する事業に対する協力に関すること

(2) 「へき地診療所等」の充実

- ・乙立里家診療所は、島根大学医学部との合意のもとに、同大学医学部附属病院のサテライト診療所として位置づけられ、将来診療所に勤務を希望する医師の育成につながることが期待されます。
- ・塩津診療所は、平成 20 年 1 月の移転開設後も引き続き、出雲市立総合医療センターの協力により診療が維持されていることから、今後とも出来る限りこの体制を維持できるよう支援していきます。
- ・橋波診療所、日御碕診療所及び鷺浦診療所は、出雲医師会の協力により診療が維持されていますが、いずれ医師確保の必要性が出てくることから、乙立里家診療所及び塩津診療所も含め、出雲市立総合医療センターで各診療所を支援できる体制が構築できるよう支援していきます。

7. 診療を支援する方策

(1) ドクターヘリ等の活用

離島や中山間地域を抱え、道路事情も十分に整備されていない本県においては、ヘリコプターによる救急搬送の需要が高まっていることから、島根県立中央病院を基地病院として平成23年6月にドクターヘリを導入しました。

さらに、救命効果が高いといわれる「30分以内」での救急医療体制の充実を図るため、中国5県で広域的に連携したドクターヘリの相互乗入を平成25年から実施することとしており、特に基地病院から遠い県西部の救急医療体制の補完が期待されています。

また、従来から行っていた防災ヘリを活用した本土医師同乗による離島からの救急搬送に加え、平成22年3月からは、医師不足が深刻な県西部へも搬送先医療機関医師が同乗して救急搬送するシステムを実施しています。

今後とも、ドクターヘリにより救命率の向上、後遺症の軽減を図りながら、防災ヘリを加えたヘリコプターによる救急搬送により、地域の医療提供体制の補完を図ります。

(2) 医療情報ネットワークの整備

県内の医療機関の圏域内ならびに圏域を越えた連携の一層の促進を図るため、県内医療機関等をつなぐ情報ネットワーク基盤の整備・運営を支援するとともに、その基盤上で運用する医療機関の連携のための各種システム（診療情報共有、地域連携パス共有など）整備に対して、地域医療再生基金を活用して支援を行います。

また、平成25年1月からシステムが本格稼働したところですが、引き続き整備運営主体の「NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会」と連携してネットワークの周知に取り組みます。

(3) 電話相談システムの活用

乳幼児をもつ保護者の医療に関する不安等に応じる仕組みとして導入した「小児救急電話相談事業（#8000）」について、広く制度の周知に努め、利用を促進します。

8. 救急医療の充実

初期救急については、現在の出雲休日・夜間診療所における診療体制について、関係機関と調整を図りながら、住民が利用しやすい体制の維持充実に向けて支援するとともに、在宅当番医制度については近年利用者が減少しており初期救急の役割を果たしているとは言い難い状況であるため、他医療機関による代替など制度の見直しについて検討していきます。

二次救急については、救急医療の水準を維持するために、医師確保対策を進めるとともに、医療機関の連携を促進します。現場救急と緊急的な転院搬送の強化を図るため、他県のドクターヘリとの広域連携など、ドクターヘリの効果的な運航を進めます。また、救急搬送途中の救急処置の充実など救急業務の高度化を図るため、「メディカルコントロール協議会」を活用し、救急病院と消防機関との連携の強化、救急救命士の養成等を進めます。

9. 計画の推進

本計画の推進に当たっては、島根県地域医療支援計画との整合性を図りながら当保健所、市をはじめ、保健・医療・福祉各関係団体が一体的に取り組むとともに、出雲地域保健医療対策会議においても計画の進捗状況を協議し、計画の着実な推進を図るものとします。